

出産育児一時金

被保険者が出産した場合に、出生児1人ごとに50万円（産科医療保障制度に未加入の分娩機関での出産は48万8千円）が支給されます（妊娠85日以上の死産・流産も含みます）。

出産した人が、国保組合に加入する前は社会保険の被保険者で1年以上加入し、社会保険をやめてから6カ月以内に出産した場合には、社会保険から支給されます。

■産科医療保障制度

病院・診療所および助産所などの分娩機関が加入する制度で、通常の出産で重度の脳性麻痺となった赤ちゃんのご家族の経済的負担を補償します。更に、脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能も併せもっています。詳しくは、運営機関の財団法人日本医療機能評価機構にお問い合わせください。

■出産育児一時金直接支払制度

お手元に現金がなくても安心して出産に臨めるよう、妊婦さんの経済的負担を軽減することを目的として、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度が実施されています。

※直接支払制度を利用せず、従来どおり被保険者が出産育児一時金を支給申請することもできます。

直接支払制度の利用	申請手続
利用する	不要
利用しない	①国民健康保険出産育児一時金支給申請書 ②産科医療機関等が発行した領収書（写し） ③医療機関と交わす直接支払制度合意文書（写し）